

調査研究報告

秋元子爵家旧蔵「東海道絵巻」(三)

一 はじめに

郵政歴史文化研究会第五分科会で調査研究を行っている、郵政博物館資料センター収蔵の秋元子爵家旧蔵「東海道絵巻」(以下「東海道絵巻」と省略)の三回目の報告である。

今年度当初も昨年度同様、同様な絵画資料の情報を寄せてもらうことを依頼するため、旧東海道沿線の自治体教育委員会文化財担当部署と博物館・美術館、及び街道絵巻を収蔵して調査研究成果のある博物館・美術館宛てなど、関係機関に調査報告(二)の抜刷を送付した。絵画資料は、親本を元に描かれることがある。「東海道絵巻」にも先行する絵巻の存在がわかれば、製作過程や時期などの情報を得られると考えたからである。送付の結果、今回も関係機関からは、何ら情報が寄せられていない。改めて「東海道絵巻」は、オリジナルに描かれたことを想定させるものかもしれない。今回は、「記載場所と制作年代の推定」、「小田原から箱根間の考察」(第一四・一五・一六紙)、「描かれた町屋の地域性と時代性」の三編を報告する。

二 記載場所と制作年代の推定

前回までは、江戸城から京都に向かって「東海道絵巻」に貼付された金紙短冊記載の地域と、その場所からいつ制作されたのかを検討してきた。研究会では、「東海道絵巻」は、京都の絵師が関係しているのではないかと推測も出ていた。研究会顧問で第五分科会メンバーの山本光正氏から京都側からみると、また違う情報が得られるのではないかと助言を得て、今回は二条城から東下しながら金紙短冊を検討することとした。その結果は後述するが、興味深い事実が確認できた。

(一) 金紙貼紙

今回は、第七六紙から第七〇紙までの記載内容からみる。

画中貼紙

場所

第76紙 しんせんゑん

神泉苑

杉山 正司
大和田公一
波多野 純

第72紙
 京二条城
 三条通
 堀川
 おいけ通
 二条通
 寺町
 河原町
 せいくわん寺
 小橋
 ほんど丁
 屋まとはし
 三条大はし
 なわて
 智恩寺道
 白川はし
 かはしん堂
 たいし堂
 せうれん院様
 くろ谷
 なんせんじ
 阿はた口
 ひの岡
 御ひやう野
 天智天皇御崩
 かゝみ山
 やふのした
 四のみや川原
 十せんし
 六ちそう
 屋つこちや屋

二条城
 三条通
 堀川
 御池通
 二条通
 寺町
 河原町
 誓願寺
 三条小橋
 先斗町
 大和橋
 三条大橋
 繩手(四条以北鴨川土手)
 知恩院道
 白川橋
 庚申堂(八坂庚申堂)
 太子堂(法観寺)
 青蓮院(青蓮院門跡)
 黒谷(金戒光明寺)
 南禅寺
 粟田口(京七口の一つ)
 日ノ岡(日ノ岡峠)
 御廟野(天智天皇陵)
 (崩御の場所は天津宮)
 鏡山
 藪ノ下(すずめ坂付近)
 四ノ宮川原(四ノ宮川)
 十禅寺
 六地藏(山科地藏・徳林庵)
 奴茶屋

第71紙
 やすい寺
 もろはの明神
 三井寺へ出ル
 ふしみ道
 をとは山
 山城近江さかい
 おいわけ
 大たに
 あふ坂
 四明のたけ
 正ほうじくわんおん
 ひゑいさん
 丹尾明神
 せき寺の明神
 たかくわんおん
 明神
 三井てら
 大津八町
 いはら川
 志か
 四の宮

安祥寺?
 諸羽神社(両羽神社)
 伏見道
 音羽山
 山城近江国境
 追分(山科追分)
 大谷(蟬丸神社付近)
 逢坂(逢坂関旧在)
 四明ノ嶽(四明ヶ岳)
 正法寺観音
 比叡山
 (三尾神社?)
 (関清水明神? 蟬丸神社下社?)
 高観音(近松寺)
 ?
 三井寺(園城寺)
 (上関寺から札ノ辻)
 ?
 志賀(滋賀)
 四宮神社(天孫神社)

(二) 貼紙記載場所の特徴

第七六紙最奥には、二条城南側にある神泉苑がある。延暦二年(七九四)造営で、二条城築城に際して湧水を城の堀に取り込むために境域の北側部分を失った。板倉勝重らが堂舎を整備して、東寺管轄として再興しており、幕府との関係もある。天明八年(一七八八)天明の大火の飛び火で焼失。二条城は、慶長六年(一六〇一)徳川家康により築城。寛延三年(一七五〇)落雷で天守焼失。天明八年(一七八八)本丸御殿、隅櫓焼失。絵巻では、天守、隅櫓とも描かれているが、仮に焼失等で存在しなくても描かれるの

で、年代比定には使えない。

三条通は、東西に走る東海道の延長の道路である。第七六紙では、三条通は、神泉苑に通じている。本来は神泉苑に通じるのは、三条通北側を走る御池通であり、絵巻の連続性からみると、位置関係の整合性がとれていない。第七五紙へ御池通を辿ると、三条小橋、そして三条大橋へと本来は三条通であることになる。一方、三条通を東に向かうと、第七五紙では誓願寺前を通っており、正しい三条通となる。この二本の通りの位置関係は、碁盤の目に例えられるように京都の通り名称の煩雑さを表しているとみられ、描いた絵師があまり京都の町を知らなかった可能性がみえる。また洛中を描いた絵画では定型である、二条城正面に続く御所が描かれていないという特徴もある。

第七五紙の河原町は、高瀬川と三条小橋に面した町屋が描かれている。この付近は、秀吉が築いた御土居東側にあたり、万治三年(一六七〇)に寛文新堤築造で破却されている。

三条小橋は、明和八年(一七七二)の朝鮮通信使来朝に際して修復されている。三条大橋と三条小橋以外には、欄干に擬宝珠がない¹⁾特徴的な描写である。

また先斗町は寛文一〇年(一六七〇)に護岸工事で埋め立てられてできた場所、正徳二年(一七二二)に水茶屋ができ繁華な場所となった。

第七四紙では、貞享年間(一六八四〜八八)に架橋された大和橋が描かれている。享保一七年(一七三二)に石橋に掛替られている。

白川橋は、東海道に架かる橋で、寛文二年(一六六二)京都所司代牧野親成が、五条大橋の崩れた石材で掛替。

次の庚申堂(金剛寺)と八坂の塔で知られる太子堂(法観寺)は、共に京都の名所として描きたかったのだろうか。そのあとに続く青蓮院との位置関係が不自然である。絵巻では三条大橋から東海道を東に向かい、白川橋を渡ると知恩院への参詣道が出てくる。その先に南に庚申堂と太子堂が道の南側に並び、続いて青蓮院にいたる。実際には、知恩院の遙か南、描かれていない祇園社(八坂神社)の南方に庚申堂と太子堂は隣接して存在している。他に名刹であった未知の庚申堂と太子堂があったのだろうか。

つまり描かれて当然の知恩院と祇園社が描かれず、描かれるはずのない庚申堂と太子堂が描かれるという矛盾がみられる。

第七三紙に続く手前情報には、黒谷、すなわち黒谷山金戒光明寺を北に遠望する。

第七三紙は、南禅寺を北側に臨み、京七口の一つ栗田口に至る。栗田口付近の九条山には、御仕置場があったが、描かれていない。

日ノ岡峠は、木食上人(善阿)が享保一九年(一七三四)から元文三年(一七三八)にかけて改修工事を行い、接待のための梅香庵(木食寺)が開かれたが、道の北側に家屋が描かれるが、梅香庵らしき建物は無い。

また天智天皇陵(山科陵)など関連遺跡については、他に比べて詳細に描く。

第七二紙は、鏡山東側のすずめ坂付近の藪ノ下であるが、煙草が有名であり、商家には煙草の葉が見える。

四ノ宮川原は、淀川水系山科川上流部の四ノ宮川の河原で、この後に描かれる諸羽神社付近の河原は、市場機能があったという。

十禅寺は、本山派(聖護院)修験宗寺院で、仁明天皇第四皇子の人康親王(四宮)開基で墓所もある。家康のひ孫にあたる明正天皇が帰依したことで知られる。隣接する六地藏(山科地藏)は徳林庵といい、京都六地藏の一つで、四ノ宮祭が行われる。

奴茶屋は、片岡丑兵衛という弓の名人が、街道に出る盗賊を討ち取り、文安四年(一四四七)に茶店を設けたのに始まる。

東海道北側に「やすい寺」とあるが、安祥寺であろう。嘉祥元年(八四八)文徳天皇母・藤原順子の発願により創建された真言宗寺院。応仁の乱で荒廃し廢寺同然であったが、家康により復興。宝曆九年(一七五九)多宝塔が再建されるが、描かれていない。

第七一紙は、諸羽神社から始まる。かつては両羽神社ともいい、人康親王の四ノ宮山荘ともいわれる。

この第七三紙〜第七一紙は、天智天皇と四ノ宮と呼ばれる人康親王に関する場所を、丁寧に取り載している特徴がある。

ここで重大な情報が得られた。この四ノ宮河原―十禅寺―徳林庵―奴茶

屋―安祥寺―諸羽神社の地理的關係に「東海道絵巻」と実際の所在場所に異同が見つかつた。京都から江戸に向かつて、多少の南北關係の差はあるが、安祥寺―奴茶屋―諸羽神社―十禪寺―徳林庵⁽²⁾―四ノ宮河原となるはずである。この位置關係が、絵巻では真逆となつてゐる。

この先は「三井寺へ出ル」とあり、これは「小坂越」と呼ばれる三井寺(園城寺)への参詣道である。ついで「伏見道」となるが、これも本来ならば小坂越よりも京都よりにあるはずであるが、絵巻は前後が逆になつてゐる。

さらに音羽山は山科区と天津市の境界にあり、次いで山城近江国境となり、その先に東海道と伏見街道(奈良街道)との追分が描かれる。これも国境より京都側に追分が位置しなければならぬが、位置關係が前後逆に描かれる。

京の市中と山科付近の収載された場所の位置關係が、明らかに混乱してゐる。描かれなければならない場所が描かれず、描かれるはずのない場所が描かれ、また位置關係が逆転して描かれてゐることが意味するところは、何だろうか。研究会では京の絵師の手になる絵巻の可能性を考えていたが、京の絵師ならば、住まうところに近い場所であり、このような間違ひはありえないのではないのだろうか。そう考へるならば「東海道絵巻」は、京の絵師によるものではなく、江戸の絵師によるものとの確証が強くなつてきた。前回まで見てきた江戸から駿河付近までは、今回のような逆転した位置關係は確認できていないので、これ以東の貼紙に記された場所の位置關係も明らかにして、判断していかなければならない。

第七〇紙に戻り、前紙の蟬丸神社の先に逢坂関がかつてあつたとされる「逢坂」となる。北には四明ノ嶽、『東海道名所図会』には四明嶽、現在は四明ヶ岳を望む。その先には「正法寺観音」が描かれるが、『東海道名所図会』には三井寺南院にあると

「東海道絵巻」	実際の並び順
四ノ宮河原	安祥寺
十禪寺	奴茶屋
徳林庵	諸羽神社
奴茶屋	十禪寺
安祥寺	徳林庵
諸羽神社	四ノ宮河原
小坂越	伏見道
伏見道	小坂越
山城近江国境	追分
追分	山城近江国境

の記載はあるが、「東海道分間延絵図」には記載が無く、塔頭のひとつである。

「比叡山」は遙か北に望み、前に出た「四明ノ嶽」との双耳峰である。「丹尾明神」は、不明ながら三尾神社であろうか。ここから大津宿までは、場所や地点が定まらず、何故この場所を描いてゐるのか判然としない。「せき寺の明神」は、「関清水明神」か「蟬丸神社下社」か、位置關係からも定まらない。高観音は、三井寺の別所で高観音近松寺であるが、位置關係に不審がある。「明神」は、位置關係も含めて具体的な名称は不明であるが、早尾明神社であろうか。

「三井寺」は、天台宗総本山園城寺。「大津八町」は、上関寺町から札ノ辻までが八町とも、町の数が八町ともいう。

巻末の「いはら川」は、現行の滋賀県の川名には存在しない。かつてあつた小河川なのか、静岡市には庵原川があり混同したのか。

「志賀」は、滋賀の元となつた場所、志賀里は三井寺北の四ヶ村をさす。最後の「四宮神社」は、現在の天孫神社であり、これまでみてきたように「四宮」に対しては、かなり拘りが感じられる。

以上、第七六紙から第七〇紙は、収載場所と描いた位置關係は不審が多々あつた。製作にあつたのは、現地調査をしたとは考へにくい。少なくともこの地区は現地を見ることなく、手本(元本)となる先行する絵巻か書物、道中記等を参考にしたと考へられる。製作者は、どのような元本を参考にしたのであろうか。

(三) 記載場所からの年代情報

次に、「東海道絵巻」に記された建造物や構造物など建立年代についてみていく。前回同様に絵巻が描かれた同時代に、存在しない建造物は当然描かれず、廃絶した建造物や構造物は、象徴や当時の人々の心象風景にもなつて描かれてゐることは述べたとおりである。

ここでも前回同様に、天正一八年(一五九〇)以降を中心に、建立年代を列挙する。

ア、まず、目に付くのは右上に付された「関本西〇寺」という付箋および寺院の建物である。〇は「念」とも読め、「西念寺」という寺院は関本より手前の沼田村(現、南足柄沼田)に現存するが、付箋には「関本」という地名が明記されていることから、「最乗寺」と解釈した方が良いだろう。この「最乗寺」については、明暦元年(一六五五)「道中記」(以下『道中記』)に「かうす(国府津) 右にせきもとのさいしやうしというてらあり」と記され、寛文元年(一六六一)「東海道名所記」(以下『名所記』)にも「右のかたに、関もとの西勝寺という寺あり」と、さらに元禄二年(一六八九)「一目玉鉾」(以下『玉鉾』)には「それより関本といふ所に山の下道に寺見へける」「〇取勝寺」とあり、文字表記は区々であるが、いずれも東海道からは見ることのできない曹洞宗大雄山最乗寺の情報を伝えている。なお、『玉鉾』にも寺院建築物の描写があるが、『絵巻』のそれとは別物のようである。

イ、次に「心光寺村」の付箋について。山王原村(現、小田原市東町)に浄土宗月窓山護念院心光寺という寺院は存在するが、村名として確認することはできない。そしてこの寺も酒匂川右岸に位置するもので、付箋の場所とは異なっている。

ウ、「まへ川はし」付箋上方の「あづまの明神」についても、本来第13紙「さかみ(国府津)」より東側、梅沢(『絵巻』に記載なし)の北方に位置するもので、場所違いである。
エ、酒匂



『延絵図』に描かれた網一色村の川会所附近(郵政博物館資料センター蔵)



『延絵図』に描かれた溜井(郵政博物館資料センター蔵)

川。周知のようにこの川は、三月から十月までは夏川と称し徒歩渡、以降の期間は仮橋にて通路するものであり、『絵巻』には夏川の様子が描かれている。

ここでは、右岸に沿い幾分下流方面に描かれている井桁に組み上げられた丸太材と草葺き屋根を被せた掘立小屋、そしてその前におかれた川越用鞆の部材に注目したい。『絵巻』に村名表記はないが、網一色村となるこの場所には、「東海道分間延絵図」(以下、『延絵図』)によれば、「川会所」および「酒匂川仮橋木小屋」という領主持ちの施設があったことを確認する。『絵巻』に描写された内容やその場所から、これらの施設を想起するに難くなく、これらの施設の成立・設置年代を検証することにより、『絵巻』成立年代の上限を類推することもできよう。

オ、次の場面は、小田原宿東端江戸口周辺の景観である。まず、街道山側に竹矢来を張り巡らせた見附様の施設と結界の角柵。柵の開口部より宿内へ入ると右手に番所。街道に面し、幔幕の張られた室内には、羽織・袴姿の二名の番士と軽輩の三名が座す。白地の幔幕には「藤」の紋様が見える。

カ、番所から東海道を挟み反対側(南側)を見ると、半円形に挟まれた池のように見えるものが描かれている。このあたりには、小田原北条氏統治下に、城下町用水確保のため掘削した「小田原用水」の流末に設置された「蓮池」と称される人工調整池があった。この池について元禄三年(一六九〇)「東海道分間延絵図」(以下、『分間延絵図』)や宝暦三年(一七五三)の「新版東海道分間延絵図」(以下、『新版分間延絵図』)には「池」とのみ、『延絵図』では「溜井」と記されている。これが「蓮池」を描いたものであれば、『郵政博物館 研究紀要 第16号』で杉山正司氏が指摘されている絵巻所蔵者の秋元氏と小田原北条氏の関係を意図したものかと、憶測してしまふ。

江戸口番所前を通過し小田原宿内へ。「通り九町」の内、新宿町で直角に左へ曲折し通称「蹴上坂」を登るところまでが、第14紙の範囲となっている。

② 第15紙 小田原宿

キ、第15紙の右端には里程を記す付箋。「小田原分箱根へ三里廿八町」

とあり、『名所記』、および『分間絵図』に記された「四里」、『新版分間絵図』および、『延絵図』や天保度の『東海道宿村大概帳』に記された「四里八町」とは異なっている。

ク、その左手には、「竹下山」の付箋。周辺に同名の山はなく、これが駿東郡の「竹の下」を示すものであるとすれば、小田原宿からは五里以上も遠方の地であり、また『道中記』『玉鉾』等の資料にも記載がない。上述キの里程と共に、どこからこれらの情報もたらされたのか検討を要するところであろう。

さて、小田原宿は東から新宿町・万町・高梨町・宮前町・本町・中宿町・欄干橋町・筋違橋町・山角町の「通り町九町」で構成されている。本図は前第14紙からの継続で見れば、万町から山角町まで、小田原宿のほぼ全体がその範囲とはなっているが、各町を逐一描いている訳ではない。万町から始まる本図は高梨町へと進むが、同町にあった「下の問屋場」の描写もない。

ケ、次に目当てとなるものは、大手門につづく東海道の出入り口である浜手口とそこに設置された番所であり、これは宮前町辺りが描かれているものと思われる。

コ、小田原城は城郭・御殿など重厚に描かれてはいるが、三重天守付櫓形式という特徴を持つ構造とは異なり、形式的な図柄であることは否めない。

東海道は、本陣・脇本陣二軒宛四軒が集中している本町や脇本陣一軒、「上の問屋場」が建ち宿の中心部である中宿町へと進むことになるのだが、いずれもそれとわかるものはない。道筋は、中宿町から隣接の欄干橋町へ向い幾分北上するルートとなる。

サ、第15紙中央部に鉤型状に描かれた道の曲折が欄干橋町へ向け北上する道を意味するものか。欄干橋町境の曲折部分とその前方の店先二カ所には「うひろう」と書かれた看板



山角町の天満宮（現、小田原市南町）

が見える。「うひろう」看板については、紀要第15・16号に所収の調査報告(1)(2)に既述されているので参照願いたい。

シ、欄干橋町に続く筋違橋町西端にたなびく金雲の下方には、「太閤御ぢんは」の付箋及び石垣が描かれている。天正十八年(一五九〇)豊臣秀吉の小田原攻めにおいて築城された石垣山城(一夜城)の城跡であろう。

さらにその下方には海岸沿いを熱海へと続く「根府川通」が描かれている。ス、一方、金雲の上方には「天神」の付箋、鳥居・社がある。これは山角町(現、小田原市南町)に現存する天神社のことと思われ、創建年代は不明だが別当寺の威光山長教院三光寺(明治初廃寺)は永祿四年(一五六二)中興と伝わり、その歴史は古い。また、ここには北条氏康が奉納したと伝わる「綱式天神像」(小田原市指定文化財)が安置されている。これもまた、小田原北条氏由来の描写対象であろうか。

セ、天神下にたなびく金雲(霞)の下方は、小田原宿西端の板橋見附から箱根方面への街道風景となるが、見附の景観は描写されていない。

③ 第16紙 入生田村から箱根宿
ソ、第16紙は「入うた村」(入生田村)の付箋から始まる。第15紙西端との間には、『玉鉾』では「○石垣山是ハ太閤秀吉公氏直むかひ陣を取給ひし所也」、『名所記』には「かざまつり(風祭)、左に松山あり、その上に、杉山あり、いしがき山といふ」、又明暦三年の「道中記」には「町はずれに地藏堂有、かさまつり(風祭)、左に松山有、いしかけ山(石垣山)といふ所、太閤の御陣場なりと云、いりかた(入生田)、小田原石是より出るなり」という情報が記されている。さらに、『分間絵図』には「はんせういん(万松院)・法せんじ(宝泉寺)・長興山浄泰寺(紹太寺)」が紹介されている。『絵巻』には、前述のように第15紙に「太閤御ぢんは(陣場)」の付箋及び石垣が描かれており石垣山城を想起させてはいるが、山の名称を始め前記のような小田原宿から箱根湯本間の諸要素については、全て割愛されており、不自然さを感じるところである。

タ、次の付箋には、「とうのさわゆ(塔之沢湯)」と記されている。「塔之沢」は湯本の三枚橋で東海道を分岐し、七湯道を十八町ほど進んだところにある湯治場で、『玉鉾』にも「玉笹を分のほれば、山川音なして右の

かたの里を湯沢とて、諸病人の入所也」と記し、『名所記』や『道中記』にも紹介されている所である。『絵巻』には三枚橋や分岐点、七湯道も記されているが、類本にある湯治場塔之沢を付箋で記すことにより紹介している。

チ、続いての付箋は、「ゆもとじぞうたう（湯本地蔵堂）」と読め、その下に宝形造りの堂宇が描かれている。この地蔵堂は『絵巻』には記載のない「正眼寺」という寺持ちの堂宇で、箱根山中で地蔵信仰が隆盛した鎌倉期の建立と伝わる。その左手には「宗雲寺」の付箋。このあたり、『名所記』には「湯本の地蔵ハ、海道の右にあり、惣恩寺といふ寺有。」、『玉鉾』には挿絵中、海道の下側に「ちそう堂」の付箋、本文中「湯本」の項に「此里にむかし連歌師宗祇乃塚迎、いわの陰道に苔の下露残り地蔵堂有」とあり、早雲寺は軽々に若しくはその名さえ紹介がないが、『絵巻』では小田原北条氏の菩提寺であるが故にその容姿が描かれているとも思われる。なお、位置順でいえば早雲寺の西側が地蔵堂となり、『絵巻』における両者の位置は逆転しており、また東海道の道筋も錯綜している。金雲に囲まれた当該エリアについては、「入うた村」付箋の位置を除き、「箱根山の山深さを表現するための画面構成として左右（東西）逆に描いたものか」という山本光正氏の推測もある（『郵政博物館 研究紀要 第17号』）。

ツ、さて、次のエリアには「はたのちやや」という付箋が見え、間の村畑宿が描かれている。この地は、弘治二年（一五五六）小田原北条氏より「こき（合器）御分国中何方に於ても商売仕べく候」（『相州文書 足柄下郡』）という免状が発給され、室町期にはその存在が確認されている集落であり、『名所記』や『玉鉾』にも紹介されている。なかでも名主の畑右衛門家が営む「茗荷屋」という茶屋は名物茶屋として有名で、江戸後期には浮世絵の画題にもなっている（歌川芳虎「東海道 箱根畑」）。『絵巻』に記載された店先はこれを描いたものであろう。

テ、畑宿を過ぎると箱根山の本格的な急坂登攀となる。『絵巻』には「かしの木」との付箋が見えるが、これは『名所記』に「檜の木の下をさかをこゆればくるしくて どんぐりほどのなみだこぼる」と紹介された「檜木坂」を描いたものである。

ト、檜木坂の左、頂部に松を乗せた山は「文庫山」のようで、広重の保永堂版東海道五十三次「箱根 湖水図」の中央に聳え立つ岩山の図柄を想起させる。

ナ、箱根山の山頂部には、「ごんげん」の付箋と社、箱根権現が描かれている。『絵巻』の「ごんげん」は中央に箱根権現の社、左右に駒形・能善権現社（右手は杉の合間から一部社の屋根を確認することができる。）が鎮座しているように描かれ、鎌倉末期に成立した「箱根権現縁起絵巻」（国指定重要文化財）の形式を忠実に表現している。また、社前には『玉鉾』には記載のない、膝まづく二人の参詣者が描かれている。

ニ、権現下にたなびく金雲の下には、前述した文庫山と思われる山を回りこみ芦ノ湖畔へと至る東海道の権現坂辺りが描かれている。坂を下り切った道の左右に「ぢぞうたう」「さいのかわら」の付箋。芦ノ湖畔の賽の河原は、国の史跡・重要文化財に指定されている元箱根石仏・石塔群のある精進池畔からこの場所へ移転したものと伝わる。『名所記』に「さいのかはらあり。右の方にて、往來のともがら、石をつミニ念仏申てとをる也。左のかたに、弥陀地蔵の堂あり、不断ねんぶつの所なり。」とあることから、寛文元年以前にはこのあたりを賽の河原と称していたようだ。山側に見える宝珠屋根の地蔵堂は、『名所記』に云う「弥陀地蔵の堂」で、五軒並び建っていたとされる内の一軒である。

元箱根賽の河原付近より箱根関所へ至る道程を辿る。実景では賽の河原から箱根関所の間は、八町（約八七二m）程の距離があり、小名で三ツ屋・葎原窪（地内に江戸から二十四里目の一里塚があった。）、そして箱根宿の構成町であり十五軒ほどの茶屋が立ち並ぶ新屋（谷）町、また明治期に箱根離宮が建設される塔ヶ島などが存在するが、『絵巻』では金雲で覆われることもなく、割愛されている。

ヌ、湖側に数本、杉並木を思わせる樹木が描かれている。箱根越え東海道並木は、他の場所のような松並木ではなく杉並木であることが知られる。平成初期頃実施した並木の年輪調査によれば、杉の樹齢は三百年前後で、街道並木の植樹が発令された慶長九年（一六〇四）まで遡ることはできない。また、箱根山麓の湯本から畑宿にかけては、松並木の痕跡を

確認することもできることから、箱根越え東海道においても当初は全域に松が植樹されたが、寒冷多湿の環境となる中腹から山頂部は松の生育に適さず、発令から四十年ほど後、杉に植え替えられたものと考えられている。『絵巻』第16図においても、湯本から畑宿あたりにかけての街道沿いには、枝を横に広げた松が、芦ノ湖周辺に至っては、前述した文庫山山頂の松一本を除き、円錐形の樹形となる杉が描かれている。つまり、『絵巻』作者は街道並木の樹種変化を意識して描いたものとも見えることから、この描写内容年代は寛永末年以前に遡り得ることはないと言ってよいだろう。

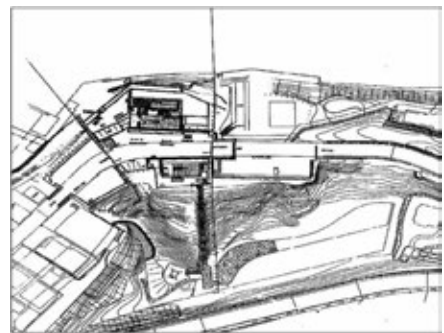
(二) 箱根関所と箱根宿

① 箱根関所の概要

杉並木の並び「御番所」と記された付箋の下に箱根関所が描かれている。ここではまず、『絵巻』の描写内容を検討するにあたり、箱根関所の概要について簡単に紹介する。

関所の成立について伝える史料は散見する。その中で文化七年(一八一〇)小田原藩からの尋ねに対し、箱根関所設置当初から定番人を務めている立木家の家伝として「(関所は)元和五癸未(己未)年仲春、只今之御場所二建申候由」と回答したという記録(「箱根御関所定番人并人見女取扱」『東海道箱根宿関所史料集 一』所収)から、箱根関所は、元和五年(一六一九)に現在の場所に設置されたものと考えられている。もともと、東海道の整備年代や箱根関所周辺の矢倉沢・根府川関所が天正十八年(一五九〇)、慶長九年(一六〇四)にはそれぞれ成立していると伝わること、そして『徳川実紀』の慶長八年(一六〇三)四月、慶長十九年(一六一四)十月の記事に「箱根の関」、「箱根まで来りしに、関守のため留られ」云々といった記載があることなどから、当初箱根山中東海道沿道のいずれかにあった関所を、元和五年(一六一九)に現在の場所へ移設したものと解釈されている。以降箱根関所は、明治二年(一八六九)の廃関に至るまで二五〇年間この場所で機能していた。

次に、『絵巻』に描写された箱根関所と比較検討するため、必要な範囲で関所の地形及び建物配置について実景を確認する。関所は、平面図(図



図ア、箱根関所平面図



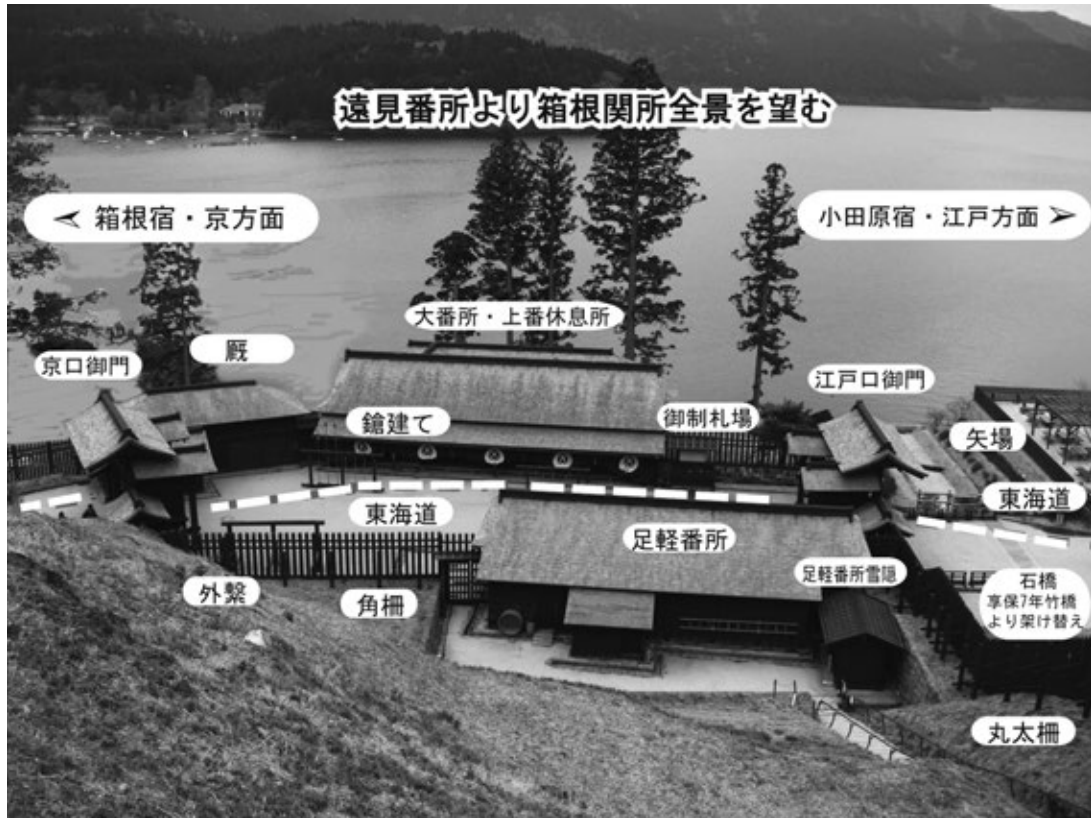
図イ、箱根関所平面図(「享保図」小田原市立図書館蔵)

ア)のコンターラインを見ると、図面下方(南側)から急な崖が迫り(正確には標高差三十mほどの断層崖)、上方(北側)は芦ノ湖の湖岸に挟まれた小平坦地に置かれている。もちろんここには左右方向に東海道が貫通しているが、道筋は丁度この地点で上下を軸とした場合、斜め左下方向、時計回りに二二〇度程曲折しており、東海道は関所内を直線で通過しているわけではないことがわかる。

続いて、建物および諸施設の配置について確認する。図イの平面図には、江戸口御門外に「板橋」が記載されている。この橋は享保七年(一七二二)に石橋に架け替えられているので、図の内容年代は同年以前のものとされている(以下「享保図」)。そしてこの「享保図」に記載された建物や柵の配置とその規模などは、以降廃関に至るまで大きな変化はなかったと考えられている。

関所の門は江戸口・京口の二カ所にあり、高さ六・六m、柱間四・六mの高麗門が立つ。江戸口御門をくぐると、右手湖側には箱根関所の通関規定五箇条を記した高札を掲示した御制札場がある。

御制札場の左隣は関所の中心的な施設、大番所・上番休息所が建つ。この建物は東海道に面した棟と芦ノ湖側の棟が繋がる二棟続きで、入母屋造



り建坪七十三坪強の平屋。東海道に面した側には、「上の間」と「次の間」のふた間があり、関所業務を遂行する仕事場。芦ノ湖側は、役人の休泊所であった。大番所の左隣には、厩や外屋番所と呼ばれる小規模な建物が建つ。

転じて山側には足軽番所。入母屋造り建坪三十・六坪ほどの平屋で、通常十五・六名配置されている足軽たちの詰所。その一角には関所破りなどを留置する獄屋(牢屋)も併設されている。

足軽番所裏手に迫る急崖を約三十m、六十九段の階段を上ると遠見番所がある。これは関所で唯一の二階建ての建物で、四方に控え柱を据え、二階部分では足軽が交代制不寝番で関所周辺、特に芦ノ湖上の異変を監視していた。

遠見番所へ上る階段添いには、江戸口御門から背後に聳える屏風山方向へ二一七間(約三九〇m)の長い木柵が結い巡らされている。木柵には樺角柵と、杉丸太柵の二種類があり、角柵の総延長は四十四間一尺(七九・五m)、丸太柵の総延長は二八〇間五尺(五〇五・五m)となる。樺の角柵は石垣の上に土台木を乗せ、その上に柵木を立ち上げている。そして、角柵の乗る石垣は「切石積、ノミ切仕上げ」という手法でなめらかな表面となるよう加工され、往来に面した場所に据えられており、多分に「見せ場」となることを意識した造りである。角柵もまた同様の意図のもとに設置された施設と考えられている。対して杉の丸太柵は全てが掘立であり、「見せ場」から離れた場所、往来の者たちが近寄れない場所に設置されている。



遠見番所

わずか三十八m程というコンパクトな関所構内を進み、京口御門を抜けると京口千人溜という広場に出、その先は箱根宿の新町へと繋がる。

② 『絵巻』に描写された箱根関所の記載内容

まず、「御番所」の立地について。画面手前から屏風山裾の崖が迫り、幾分金雲で覆われている部分はあるものの、芦ノ湖畔との間の小平坦地に位置し、東

海道が東西に貫いている。これはある程度実景に即したものとされているがしかし、実景では関所内で南西方向へ曲折している東海道は直線状に描かれている。箱根関所内での東海道の曲折は、『分間絵図』や『延絵図』他の街道絵図においても表現されてお



状について意識する作品の存在を知るが、『絵巻』の作者にその意識はないようである。

次に諸施設について『絵巻』の描写状況を主に紹介する。

【御門】

江戸口・京口ともに門は描かれていない。門を描いた作品としては、京口御門のみを描いた『玉銚』、両門とも冠木門のように簡便に描いている『新版分間絵図』などがある。関所は明け六つ・暮六つという開閉門時刻が定まっており、門の内に扉を収納する構造が必要であり、『玉銚』には扉を収納した門が描かれている。強いて言えば、関所の典型的な施設である「門」描写の有無が、作品分類の一指標となることも考えられるのではないだろうか。改めて幅広い類例作品を検討する必要がある。

【木柵】

江戸・京両口部分には木柵が立てられており、木柵の切れ目、開口部が関所の出入り口であるように描かれている。ここに描かれた木柵は前述した「見せ場」を意識して設置された角柵のようであり、掘立の丸太柵は描かれていない。

また、大番所の左並び京口出入り口先の湖側に、石垣とその上に据えられた矢来状の施設が描かれている。前掲「享保図」でこの場所には、「丸太柵、裏板柵 拾三間」が立っており、その様相は異なっている。ちなみに、他類例資料にも箱根関所において矢来状の施設を描いたものは見当たらない。

【大番所】

街道の湖側に大番所が描かれ、街道に面した側にはふた間あり、その位置や構造は実景と符合する。家屋は切妻屋根の平屋として描かれているが、棟筋が二本の形状となっており、完全ではないが二棟続きの家屋を想起させ、実景にある上番休息所を意識したものとも思われる。因みに『玉銚』では寄棟の平屋一棟を正面から描き、面番所はひと間となっており、『新版分間絵図』でもこれに近い描写となっている。

【足軽番所】

足軽番所は記載されていない。他類例資料においても足軽番所が描かれているものは稀である。

【遠見番所】

遠見番所が描かれている資料も多くはない。『絵巻』の街道山側に描かれた二階建ての施設が遠見番所とも見えなくはないが、「享保図」には、遠見番所の一階部分外壁は下見板張り、二階部分は格子窓がはめられており、切妻屋根を持つ建物と描かれている。『絵巻』の施設は二階部分が縦横格子状に描かれているものの、一階部分は柱組のみで壁を持たない。また、屋根も入母屋に描かれており、場所も京口から関所を出た外側に建つように見えることから、箱根宿の鐘撞堂を描いたものとも思われる。『新編相模国風土記稿』によれば、同宿の鐘撞堂について「○時鐘所小田原町の東屋背にあり、鐘は寛保三年（一七四三）七月新鑄する所なり、小田原領主の置所にて、関門開閉の為、時を報ずる所なり」とあり、明け六つ・暮六つの関所開閉を知らせる目的で、小田原領主が設置した旨が記されている。「新鑄」が「新規」か「更新」の鐘であるかは不明だが、少なくとも寛保年間には鐘撞堂の存在は伺われる。

【鎗建て他 屋外施設】

次に関所の屋外施設について見ていきたい。「享保図」によれば、鎗建・長柄建・三つ道具建、そして通関者の馬を繋ぐための外繫などの屋外施設の存在が知られる。『絵巻』には大番所左手に四本の鎗を立てた鎗建が描かれているのみである。

【屋根形状】

大番所の屋根は、桁行方向に細かな目地が描かれている。この形状は実景に等しく、杉の三分板を重ね葺いた「栩葺」屋根が描かれているものとみられる。『玉鉾』では、京口御門の屋根が栩葺形状に描かれており、関所屋根の特徴が意識されていたのではないだろうか。

【幔幕】

大番所幔幕の家紋に注目したい。半ば捲り上げられているため、その全容を見ることはできないが、白地の幔幕に染められた紋様は、「上り藤」のようにみえる。前述した第14紙の小田原宿江戸口番所の幔幕も白地に「藤」の紋様が染めつけられており、いずれも「藤」紋を意識した幔幕が描かれている。これら「藤」の紋は、「上り藤に大」の字をデザインした「大

久保藤」といわれている家紋が意識されているとも思われ、「大」の字は見えないものの小田原領主が大久保氏の時代であることを想起させる。周知のように小田原藩は、天正十八年（一五九〇）徳川家康の江戸入封に伴い大久保忠世が小田原城主に就いたことに始まる。しかし慶長十九年（一六一四）二代忠隣が改易となり、その後幕府直轄の番城時代、そして阿部（正次）・稲葉（正勝・正則・正往）の時代を経て、貞享三年（一六八六）再び大久保忠朝が下総佐倉から入封し、以降徳川政権下を通じ九代に渡って小田原領主を勤めている。

箱根関所がこの場所に設置された年代を元和年間とすると、忠隣の改易が早く、つまりこの家紋の意味するところは、大久保忠朝が再入部した貞享三年以降の景観を描写したものと考えられる。

【人物】

関所およびその周辺に描かれた人物を見てみよう。まず下り方向では、関所を越え江戸口から元箱根方面へ出て行こうとする武家と供者の二名。次に、大番所前で膝まづき改めを受けようとする武家と供者の二名。上り方向では、京口から箱根宿へと出て行く庶民の旅人一名。そして大番所上の間に座す関所役人二名と明確ではないが次の間の一名。さらに下り方向で、箱根宿新町から関所京口へ向かう道中笠の武家一名と挟み箱を担ぐ供者二名の計十一名が描かれている。関所役人を除く通関者八名の内七名が武家とその供者の通関場面である。御制札場に掲げられた高札の内容から、箱根関所においては原則男性通関者の改めは必要ないが、大番所前で改めを受けている武家については、通関の細則において、属する藩などから事前に判鑑が提出されている場合、藩用人発行の手形の印影と照合することなどとなっており、そのシーンを描いたものであろうか。

『玉鉾』では大番所前に膝まづき改めを受ける武家二名、大番所内に関所役人三名、箱根宿から京口御門へ向かう旅人一名の計六名、全て男性が描かれており、改めを受ける武家のシーンは『絵巻』と共通するものである。

③ 箱根宿へ

ネ、箱根関所を抜けると箱根宿である。一説に宿の成立は関所移設の前年、元和四年（一六一八）と伝わり、幕府は箱根宿・箱根関所を併せた地

域整備計画を持っていたことが伺われる。

箱根宿は、関所東側に位置する「新屋（谷）町」、関所を挟んで西側に隣接する「新町」、宿場の中心部となる「小田原町」・「三島町」と続き、西端に「芦川町」という五町で構成されているが、第16紙には「新町」から「小田原町」の一部にかけてのみが描かれているようである。

宿場の建屋を見ると、その屋根は関所と同形の「榎葺」、また「小田原葺き」とも称される「割竹押え」の板葺屋根が描かれており、茅葺ではない箱根宿家屋の特徴が表現されている。

(三) 描かれた人物たち

前述したように、この『絵巻』の大きな特徴は多様な人物が描かれ、道中のみならず沿道の日常生活をも描写した風俗絵巻ともいべきものである。そこでまず、描写されている人物について、第1紙から第16紙までの範囲で基本的な分類を行ってみたい。

分類については「人数」はもとより、「属性1」として「士分」「商工民」、「農漁民」に、「属性2」として「旅人」「地元民」に、さらに該人物が向いている方向について、「上り（京方面）」「下り（江戸方面）」という項目を設けた。

また、「属性1」の内、「士分」は帯刀の有無を目印とした。従って「大名飛脚」など一時的に帯刀している者が描かれている場合も、「士分」としている。「士分」以外を「商工民」「農漁民」「その他」と分類した。「商工民」については、都市部又は宿場などの町場に生活する「町人」と同義であり、「農漁民」と区別したものである。

「その他」は、属性が明確に読み取れない者、または六部や道者などを落として込んでいる。

次に「属性2」について、「旅人」は菅笠・野羽織、野袴、股引、脚絆等旅装束を着装していることを目印とした。

「方向」の「上り」「下り」は、その方向へ移動しているということだけではなく、立ち止まっている者についても、その人物が向いている方向を、また乗船の者については、その船が進んでいる方向を含んでいる。ただし、

紙数	主な地点	人数	性別			属性1			属性2			方向			
			♂	♀	不明	士分	商工	農魚	不明	旅人	地元	不明	上り	下り	なし
1	江戸城内	67	67	0	0	59	2	0	6	31		36	6	15	46
2	場外、常盤橋から日本橋	77	56	16	5	37	31	1	8	26	5	46	24	31	22
3	京橋から増上寺	91	51	23	17	16	46	0	29	22	12	57	21	31	39
4	西のくぼ周辺	71	39	28	4	19	39	0	13	15	9	47	20	21	30
5	品川宿	51	35	11	5	15	25	3	8	13	13	25	12	19	20
6	鈴の森・大木村周辺	82	62	11	9	16	50	4	12	38	14	30	18	50	14
7	六郷橋・川崎宿・鶴見橋	43	33	6	4	15	20	5	3	23	2	18	19	13	11
8	神奈川宿	41	33	4	4	15	18	1	7	22	6	13	14	17	10
9	新町から弓町、玉縄	47	33	11	3	19	22	0	6	25	8	14	13	17	17
10	戸塚宿から遊行寺	49	37	9	3	16	24	1	8	20	9	20	4	30	15
11	藤沢宿から馬入川	57	46	7	4	17	26	5	9	28	17	12	19	25	13
12	平塚宿・大磯宿	38	30	4	4	22	13	0	3	25	8	5	19	13	6
13	鴨立沢から国府津	38	31	6	1	7	14	13	4	10	21	7	5	19	14
14	前川から小田原宿江戸口	54	50	1	3	28	22	0	4	25	17	12	20	14	20
15	小田原宿	42	34	7	1	22	16	3	1	21	13	8	6	24	12
16	入生田村から箱根宿	33	30	3		21	12	0	0	25	6	2	9	13	11
		881	667	147	67	344	380	36	121	369	160	352	229	352	300

店内等で座している者については方向性はなく、「なし」と分類した。このような視点で整理した結果は、下表のようになる。

第1から16紙までに描かれている人数の総計は八八一人で、その内男性は凡そ76%、女性は17%で圧倒的に男性が多い。身分は「士分」が39%、「商工」が43%、「農漁民」が4%、「?」（不明）が14%となり、「士分」以外の者の方が多く描かれている。また「旅人」が42%と半数近く描かれているが、如何様の者が判断できない輩が40%ほどおり、更なる検討を要する。人物の方向としては、「上り」が26%、「下り」が40%で下り方面へ向かう人々が多い。

次に、各図中に描かれた人数を上位から順に見ていくと、最大が第3紙の「京橋から増上寺」区間で91人、以下第6紙「鈴の森・大木村周辺」が82人、第2紙の「城外常盤橋から日本橋」

真は76紙が現存しており、単純計算で四千人を超える人物が描かれていることになる。これらの情報を細大漏らさず抽出することにより、往時の街道風俗を鮮明に理解する一助となり得る期待を込め、全紙に亘り抽出・検討を継続、深化させていきたい。(以上、大和田)

四 描かれた町家の地域性と時代性

(一) 江戸の町家と櫓建築―第一報・第二報要約―

秋元子爵家旧蔵『東海道絵巻』(以下、本絵巻)は、江戸から京に至る壮大な絵巻である。第一報では、江戸の町家に絞って、建物の仕様を検討した。具体的な検討視点は、①平屋・厨子二階・二階屋、②屋根葺材、③卯建、④庇下通り道、である。

江戸初期の江戸の町家については、出光美術館蔵『江戸名所図屏風』(出光本)および国立歴史民俗博物館蔵『江戸図屏風』(歴博本)を基本史料に考察がすすめられてきた。出光本は寛永初期、歴博本は明暦大火直前の景観を示すと考えている。

本絵巻に描かれた江戸の町家は、①二階屋はなく、日本橋周辺にのみ厨子二階、それ以外は平屋、②瓦葺は土蔵以外にはない、③卯建はわずかしかない、などいずれの視点からも、出光本より古い様相を示している。さらに、④庇下通り道に着目すると、本絵巻では日本橋北詰¹⁾にしか見られず、これも出光本に描かれた様相と一致する。以上のような検討から、本絵巻に描かれた江戸の町家は、慶長から元和期の様相を示していると考えた。さらに、町家の屋根上に載る五棟の櫓建築について、三階櫓の前段階、火の見櫓、時打ち櫓の可能性を指摘した。

第二報では、五棟の櫓建築について、町触を主要史料に再検討した。結果、この櫓は、出火を発見し周知するために屋根番が詰める火の見櫓であり、貞享三年(一六八六)にはその設置が確認される。その後、享保五年(一七二〇)頃からは、享保改革の一環として火の見櫓の整理統合が進み、姿を消した。つまり、本絵巻に描かれた町家屋根上の火の見

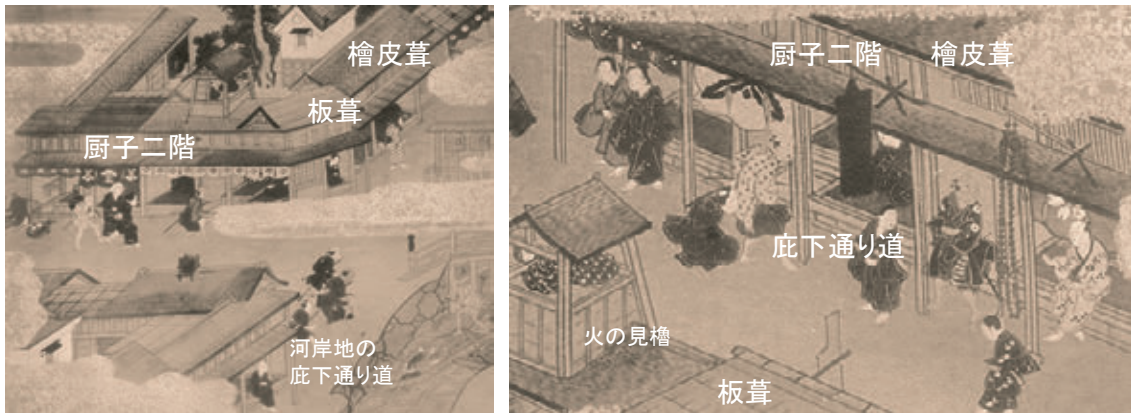


図1 日本橋北(右)・日本橋南(左)すべて厨子二階、庇下通り道は日本橋北と河岸地
図版はすべて秋元子爵家旧蔵『東海道絵巻』部分抜粋



図2 品川宿 草葺屋根がはじまる

櫓は、十七世紀後期から十八世紀前期の限られた時期にのみ存在したことを明らかにした。

いっぽう、本絵巻の制作年代について杉山正司は、発注者である秋元喬知の履歴から元禄十一年(一六八五)あるいは宝永六年(一七〇九)以降、沼津城が再建された安永六年(一七七七)以前であることを、現段階の結論としている⁽²⁾。

描かれた火の見櫓の存在年代は、杉山の見解の範囲に収まる。

結果として、描かれた火の見櫓の年代と、第一報で慶長から元和期とした町家の年代が、矛盾してしまい、今後の課題とした。

(二) 江戸の町家における瓦葺の変遷

絵画史料に見る瓦葺 江戸の町家を描いた絵画史料としては、明暦三年(一六五七)の大火より前の様相を示す出光本と歴博本、江戸後期の様相を示す『目黒行人坂火事絵巻』⁽³⁾、『瀬代勝覧』⁽⁴⁾、鋏形蕙斎『江戸一目図屏風』(津山郷土博物館蔵)などが代表的である。いっぽう、この間を繋ぐ江戸中期の様相を描いた絵画史料は少ない。

江戸の場合、明暦大火による大規模焼失と享保改革時の町家の不燃化政策が、町家の姿を大きく変えたと考えられる。

そこでまず、屋根葺材に絞り、時間軸に沿って検討する。本絵巻に描かれた江戸の町家の屋根には、檜皮葺・板葺・板葺石置き・瓦葺・草葺などさまざまな種類がある。日本橋から京橋さらに品川宿あたりまでは、檜皮葺・板葺・板葺石置きに限られ、瓦葺は二棟の河岸土蔵と二棟の裏土蔵だけである(図1、図2)。品川宿を過ぎたあたりからは、草葺が多くなる(図3)。

出光本では、檜皮葺・板葺・板葺石置き・瓦葺が混在し、中心部の日本橋・京橋界隈では瓦葺が半数近く、神田など周縁部ではわずかととなる。歴博本でも状況は変わらないが、瓦葺の割合が高くなる。江戸中期の様相を示す絵画史料は前述のように少ないが、元禄期頃の様相を示す『江戸年中行事絵巻』⁽⁵⁾の雛人形や五月人形を扱う大店は、檜皮葺で、板葺の卯建を上げている。卯建は前にも伸び袖卯建となっている。享保改革期の町の様

相を示す浦部家本『江戸図屏風』⁽⁶⁾の葺屋町・堺町の芝居街を見ると、板葺に加え、本瓦葺と棧瓦葺が描き分けられている。また、西両国の広小路に面した町家では、本瓦葺の軒裏を防火的な漆喰塗とし、さらに蠣殻葺の町家も見られる。

『目黒行人坂火事絵巻』は、明和九年(一七七二)の大火と消防活動を描いた絵巻である。ここに示された町家の屋根はほぼすべてが本瓦葺あるいは棧瓦葺であるが、一階の庇の屋根は檜皮葺や板葺が多い。さらに、文化二年(一八〇五)かそれ以降の日本橋北の町並みを描く『瀬代勝覧』では、ほぼすべてが瓦葺である。文化六年の年紀のある『江戸一目図屏風』でも、中心部の町家のほとんどは瓦葺である。

絵画史料の分析からすると、明暦大火前における程度普及した瓦葺は、大火後減少し、享保改革時から再び増加傾向にあり、江戸後期には普及が進むと考えられる。しかし、明暦大火後の減少傾向については明確でなく、絵画史料以外の史料からも検証しておく必要がある。

文献史料に示された瓦葺 『慶長見聞集』⁽⁷⁾によれば、初期の江戸町家は草葺であったが、慶長六年(一六〇一)の大火後、板葺となった。その時、

本町二丁目の瀧山弥次兵衛は家をはんぶん瓦にて葺たり(中略)半瓦弥次兵衛といふ、是江戸瓦ふきの始めなり、(中略)今は江戸町さかへ皆瓦ふきになる

とある。「皆瓦ふきになる」は誇張だろうが、前述のように、出光本の日本橋中心部ではある程度瓦葺が普及しており、歴博本ではさらに進んでいる。

かなり整備が進んだ江戸の町家は、明暦大火でその多くが焼失した。大火後、幕府は、火除地・火除土手の造成、両国橋の架橋と本所・深川の開発など、防災的都市政策を実施する。ところが、個々の町家については、都市の不燃化に逆行するような施策が、大火後間もない明暦三年(一六五七)二月晦日に出された。

瓦屋の事、国持大名といふともつくるべからず、但倉廩はくるしからずと令せらる

『巖有院殿御実記』

土蔵(倉庫)以外の瓦葺の禁止である。その意図するところは不明だが、早期復興を目指し費用のかさむ瓦葺を避けたとされる。はたしてこの禁令がどの程度実施されたか、焼け残った建物にも及ぶ禁令などは明かでない。また、同内容の禁令を町触に見いだすこともできず、徹底したかは疑わしい。

しかし、その後間もない万治三年(一六六〇)二月二三日の町触に、今度焼申候跡二、わら葺茅葺有之候、縦令当分之事二而も土にてぬり可申候、こけら葺ハ、かきから二而も芝二而も土に而も勝手次第第二可致事

『江戸町触集成』二八六とあり、再建建物の藁・茅・柿など燃えやすい屋根の上を土・蠣殻・芝などで覆うことによって飛び火を防ごうとしている。同様の町触は数年間連続して出されており、なかなか徹底しなかった。同時に、これら燃えやすい建物が大半を占めていたことを窺わせる。さらに、翌四年一月二十日の町触に、

町中わらやかや家ぬりやの屋根、土落申候屋根ハ、早々土二而ぬらせ可申候
『江戸町触集成』三〇七とあるように、屋根の土塗は耐久性に乏しかった。個々の町家を不燃化する動きは、その後六〇年も経った享保改革期に始まる。享保五年(一七二〇)四月二十日の町触に、

町中普請之儀、土蔵造或ハ塗屋瓦屋根二仕候事、只今迄ハ致遠慮候様相聞候、向後右之類普請仕度と存候者ハ、勝手次第たるべく候、畢竟出火之節防二も成、又ハ飛火無之為ニ候間、右之外二も可然儀は、是又勝手次第第二可仕事

『江戸町触集成』五六五二とあり、土蔵造・塗屋造、瓦葺など本格的防火仕様が許可になった。「致遠慮候様相聞候」とあることからすると、明暦三年の瓦葺禁止は、町奉行所の政策としては積極的なものではなかった事にしたい作がみえる。防火仕様の許可は、町人の意向に沿ったようにみえるが、その二ヶ月ほど前の享保五年二月十七日に、町年寄喜多村を通じて出された、

町々二而、瓦葺ニ仕度存寄も有之候哉、若又町人共遠慮ニ存罷有候哉
相尋

との問い合わせに対して、町名主たちは二日後の二月十九日に、瓦葺ニ仕候得は、柱棟木等も丈夫ニ建不申候ハ而ハ瓦も被置不申候故、力ニ不及罷有候由申候
『江戸町触集成』五六四〇と回答しており、経済的負担の重い瓦葺は町人の望むところではなかった。その後、町奉行所は、江戸の中心部について地域を定めて不燃化を推進する。享保七年二月には、日本橋の北側、本町など、同九年七月には日本橋の南側一帯が、三年と期限を定め、土蔵造あるいは塗屋造としなければならなかった。

町奉行所の政策には技術的な裏付けがあった。棧瓦の普及である。棧瓦は、延宝二年(一六七四)に、西村半兵衛らによって発明されたとされるが、その簡便さゆえ、先述の浦部家本『江戸図屏風』にもあるように、享保年間にはある程度普及していた。従来の本瓦葺は、平瓦と丸瓦を組み合わせたもので、葺土も多く重量がかさむ。これに対して棧瓦葺は、平瓦と丸瓦を一体成形し、葺土も少なくてすみ軽量であり、「簡略葺」などと呼ばれる。

本絵巻に描かれなかった瓦葺
本絵巻の江戸の町家には、土蔵以外に瓦葺が描かれていない。もし、出光本から歴博本へと見られた瓦葺の増加傾向がそのまま継続し、享保改革期に至るのであれば、瓦葺が描かれな本絵巻は、きわめて古い、江戸初期の様相を示していることになる。

しかし、これまで検討してきたように、瓦葺は直線的に増加した訳ではなく、明暦大火後かなり減少した。もちろん防火的には好ましい傾向ではなく、幕府も土塗・蠣殻葺・芝葺など弥縫策を講じるがうまく行かず、享保改革期の瓦葺推進へとたどり着く。

したがって、本絵巻に描かれた江戸の町家の様相は、明暦大火後、享保改革期以前と考えると大きな問題はなさそうである。

(三) 描かれた宿場町家の特質

本絵巻には、江戸日本橋から京三条大橋まで、東海道五三次の宿場町家ばかりでなく、街道沿いの農家・漁家なども詳細に描かれている。さらに面白いのは、町家の裏側の様相や附属屋(納屋・作業小屋など)、庭(観

賞用・作業用)などにも、絵師の関心が注がれていることである。また、一部ではあるが店頭の商品や看板、前庭・裏庭での作業風景から、職(商)種を特定できる工夫もされており、それが名物にまで及ぶこともある。

近世後期から明治時代の町家は全国各地に遺り、群として重要伝統的建造物群保存地区(重伝建地区)に指定されている例も多い。遺構町家の印象を簡単に整理すると、厨子二階⁸⁾と二階屋が多く、厨子二階は商家、二階屋は旅籠や遊郭が多い。階高は建築年代を測る歴史的指標で、二階の高さが高くなると時代が降る傾向にある。ほとんどの屋根は棧瓦葺であるが、もともと本瓦葺や草葺であった場合は急勾配、檜皮葺・板葺・板葺石置きであった場合は緩勾配となる。

また、町家には豊かな地域性がある。江戸周辺や仙台など江戸文化圏の町家は、土蔵造、瓦葺で、一階の庇部分に柱を建て前へせり出す。いっぽう、金沢など日本海沿岸の京文化圏の町家は、真壁漆喰塗や板張の外壁が多く、現状は瓦葺や鉄板葺でもとは檜皮葺・板葺・板葺石置きである事を示す緩勾配である。前面の一階と二階の柱は同じ線の上に載っており、一階の庇はあるが、一階の庇柱が前へ出ることはない。

ここでは、本絵巻に描かれた町家の様相を、江戸から京に向かって、第一報と同じ視点で比較・検討する。

平屋・厨子二階・二階屋 本絵巻に描かれた宿場町の町家を通観すると、その大半が平屋である。厨子二階や二階屋は少ない。

描かれた江戸の町家に二階屋はなく、厨子二階は日本橋の南北一帯(図1)と京橋北詰の一棟に限られる。芝から品川宿を経て六郷橋までは、すべて平屋である(図2)。

遡って出光本・歴博本では、立派な厨子二階が数多く描かれており、本絵巻の厨子二階はそれよりはるかに地味である。いっぽう、浦部家本『江戸図屏風』さらに『目黒行人坂火事絵巻』でも基本的に厨子二階である。『澁代勝覧』に至ると、厨子二階と並んで二階の高さは変わらな

いが、軽やかな堅格子の二階屋が増えている。本絵巻では、神奈川宿に一棟、小田原宿に一棟の厨子二階がある(図3)。小田原宿の一棟は、店先の看板からすると透頂香で知られる外郎



図3 小田原宿 一部厨子二階



図4 赤坂宿 二階屋が二棟並ぶ、(飯盛)旅籠か、草葺の田舎屋と対比的

家に関わる建物のようだが、八棟造で知られる華やかな建物ではない。

さらに赤坂宿には、二階屋が二棟並んでいる(図4)。右の一棟は板葺で、一階は奥へ通路が延び、二階には腰障子が建て込まれている。二階を客座敷とする旅籠であろうか。左の一棟は檜皮葺で、一階には同じく通路が延び、二階は二つ並んだ花頭(櫛形)窓に手摺を備えている。遊郭を思わせる華やかな意匠である。

岡崎宿には、七棟の厨子二階が連続して示されている(図5)。一階はいずれも店として開放されている。通りに面する二階の窓は、縦格子の虫籠窓が三棟、それ以外は、小さな四角の窓、菱形の窓、菱格子窓、格狭間形の窓が各一棟である。このような意匠的に卓越した窓は、他に類を見ない。さらに名古屋城下であろう町(9)と坂下宿に、それぞれ厨子二階が二棟連続して描かれている(図6)。

京の三条大橋を渡ると、厨子二階とともに、内部を開放的に見せた二階屋が増加する。後に一般化する店先の格子はわずかである(図7)。

歴博甲本『洛中洛外図屏風』・上杉本『洛中洛外図屏風』などに描かれた中世末の京の町家は、ほとんどが平屋だが、近世初頭の林原美術館本『洛中洛外図屏風』などになると、開放的な二階屋が増加する。その後、幕府の贅沢禁止令などにより、二階の階高が押さえられるなど、さまざまな変遷があり、江戸後期・幕末・明治には、「表屋造」が形成され定着する。間口が狭く奥行きが深い町屋敷の有効利用から、片側に通り庭を奥まで通し、庭を挟みながら、表屋・玄関・主屋・蔵が並ぶ。表屋を店舗や工房、主屋を儀式や生活空間とするなど、機能分化が進んだことが要因とされる。この結果、厨子二階の表屋の軒先線が水平に揃い、縦格子が並ぶ安定した意匠の町並みが形成された(10)。

本絵巻に描かれた京の町家を見ると、店先は開放的で格子は少なく、ぼつたり床几を設けている例が多い。入口に暖簾を掛けた通り庭を持つ町家も多い。二階部分が開放され畳が敷かれた町家が散見される。本絵巻は、表屋造が形成される以前の状況を示している。

屋根葺材 前項で述べたように、本絵巻に描かれた江戸の町家の屋根は、檜皮葺・板葺・板葺石置き、町外れは草葺で、瓦葺は土蔵に限られる。



図5 岡崎宿 立派な厨子二階が並ぶ、瓦葺、虫籠窓、煙出し、天水桶、卯建、袖卯建など先駆的な町並み



図6 坂下宿 厨子二階、虫籠窓、草葺の田舎屋と対比的

本絵巻で瓦葺が確認できるのは、江戸以外に、岡崎宿の三棟、名古屋の土蔵二棟、京の二棟に限られる。いずれも本瓦と棧瓦の区別はつかない。岡崎の瓦葺の町家の屋根には、瓦葺の煙出しが載る。京の町家の一棟は背面から見たもので、もう一棟は角に面する町家で、寄棟造屋根の一面を板葺、他の面を瓦葺と珍しい仕様である。

つまり本絵巻において瓦葺はかなり希な仕様である。その中であつて岡崎宿では瓦葺が高い割合を示しており、特異性が際立つ⁽¹⁾。

土蔵造・塗屋造・焼屋 江戸の町家は、先述の享保五年(一七二〇)四月二十日の町触に、「土蔵造或ハ塗屋瓦屋根」とあるように、瓦屋根だけでなく外壁や開口部についても、防火仕様が採用されるようになる。土蔵造は、外壁を厚い土塗壁とし、火災時には一階の土戸を閉じ、さらに二階の観音開きの土戸も閉じて目塗りをするなど、徹底した防火対策が講じられ、見世蔵とも呼ばれる。塗屋造は、それを簡略化したもので、正面以外の外壁は下見板張りが多く、開口部の防火性能も低い。焼屋は、防火対策を施していない町家を指す。

土蔵造町家は、明暦大火前の三階櫓およびその周辺の町家に、先駆的事例を見ることが出来る。明暦大火後、すでに述べた瓦葺衰退の事例からも分かるように、土蔵造・塗屋造は普及せず、享保改革時から徐々に建てられるようになった。

本絵巻に描かれた日本橋周辺の町家に限っても、瓦葺でなく、厨子二階に塗り籠めの格子が見られる程度である。

同様の、厨子二階の窓を塗り籠めとする傾向は、小田原宿、名古屋、坂下宿、京でも散見される。ここでも特筆すべきは、岡崎宿の町家であり、厨子二階に閉鎖的な窓が設けられている。

卯建 卯建(うだつ・梶・宇立)については第一報で説明したが⁽²⁾、本絵巻に描かれた江戸の町家では、芝神明門前一棟、増上寺門前一棟、西のくほ道三棟に限られる。また、京の町家の数棟にも卯建はある。ここでも特筆すべきは、岡崎宿の町家の多くに卯建があることである。

卯建は、妻壁の上に伸ばし小屋根を葺いたものを基本とするが、後にそれを前へ伸ばし袖壁とした「袖卯建」が、京を中心に広範な地域に分布す

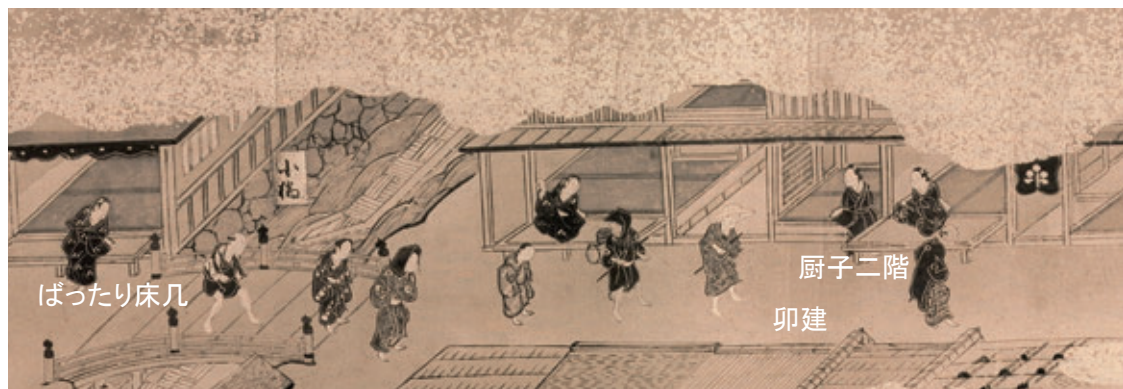


図7 京 厨子二階と二階屋が混在、わずかに瓦葺や卯建がある、店先は開放的で、表屋造以前の様相

るようになる。岡崎宿には、それが描かれている。

庇下通り道 江戸では、明暦大火後の都市政策の一環として、本町通り・通町通り・河岸地において庇下一間の通り道を設けることが定められた。その用地は、官民半間ずつ出し合うとされたが、実態はすべて公有地であった。この施策自体は新たな方向ではなく、明暦大火以前にある程度設置されていた庇下通り道の現状追認であった。また、宝永七年(一七一〇)の沽券絵図でも、その存在が確認できる⁽¹³⁾。

したがって本絵巻の日本橋南に庇下通り道が描かれないのは、古い情報(粉本)をもとにしたとしか考えられない⁽¹⁴⁾。

『守貞漫稿』には、幕末の江戸と京坂の町家を比較して、江戸の市店、表庇上と庇下は三尺を出す、庇下三尺前に出る也、火災の時、数人屋上に上りて倒ざるの備へ也、京坂は表柱も庇上下一にて直立也、江戸にて是を大坂建てと云いて官禁とす

とある。著者喜田川守貞は、天保十一年(一八四〇)大坂から江戸へ転居しており、両者を比較する視点に優れていた。「官禁」がどの法令を指すかは明かでないが、幕末から明治に至る町家の地域的特質をよく示している。つまり、江戸文化圏の町家は、関東近郊(川越・結城・栃木・土浦など)から仙台に至るまで、一階の庇部分が道路側に出ている。いっぽう、京坂文化圏の町家では京・大坂ばかりでなく、金沢などでも一階と二階の柱列が揃っており、庇は柱のない釣庇である。

本絵巻には、日本橋北の庇下通り道を除くと、一階の庇柱が前へ出る事例はなく、喜田川守貞が述べるような、江戸と京坂の町家の違いは認識されていない。

(四) 絵巻に描かれた町家の地域性と時間軸

繰り返しになるが、本絵巻に描かれた宿場の町家を通観しても、江戸文化圏と京坂文化圏という地域的な差異は意識されてはいない。

いっぽう、町と村の違いは、明確に意識されている。町では檜皮葺・板葺・板葺石置きで、土台上に製材された角柱が建つ町家⁽⁵⁾が軒を接するようには楡比するのに対して、村では間を開けて草葺で丸太の柱を地面に直

接掘つ建てとする建物が散在する(図4、図6)。この町と村の建物の違いは意識的に描き分けられ、連続する町並みの外れでは両者の中間的な建物が描かれている。

このような中で、岡崎宿の町並みは極端に町場化が進展している。また、赤坂宿の町家にも、他の宿場には見られない独自性がある。岡崎宿および赤坂宿の町家の特異性の要因を、現時点で説明することは困難である。

近世の絵巻は、絵師の工房における共同作業として制作された。そこではすでに蓄積された粉本を取捨選択し、再構成することによって構築される。江戸日本橋南の町家には庇下通り道がなく、明暦大火前の様相を示していることはすでに指摘した。つまり、出光本より古い、あるいは同時期の古い情報(粉本)を基に描かれた可能性がある。

いっぽう、岡崎宿の町家はきわめて先駆的であり、最新情報の入手、あるいは後世の追記・改変の可能性がありそうである。赤坂宿についても、村を感じさせる町並みの中に、突然意匠的に凝った町家が描かれており、花街などの情報が持ち込まれたのではないかと思われる。

これまでの検討から、本絵巻に示された東海道の宿場の町家は、その多くが十七世紀後半から十八世紀前半、享保改革期より前の様相を示していると考えられる。しかし、これと矛盾する様相が含まれていることも、否定できない。その要因を明らかにするには、本絵巻の制作過程を探る必要があると考えている。

注..

(1) 本絵巻では、日本橋南の河岸地にも庇下通り道があり、明暦大火後の河岸地に関する町触とも合致する。

(2) 『秋元子爵家旧蔵「東海道絵巻」(一)』郵政博物館研究紀要第十五号、二〇二四、「同」(二)同十六号、二〇二五。

(3) 東京消防庁蔵など多数の類本があるが、本稿では国立国会図書館蔵『目黒行人阪火事絵巻』を参照した。

(4) ベルリン東洋美術館蔵 小澤弘・小林忠『瀬代勝覧』の日本橋「小学館、二〇〇六。

(5) 善峰寺蔵、拙稿「江戸の町家」『日本名城集成 江戸城』小学館、一九八六、所収。

- (6) 注(5) 拙稿所収。
 (7) 中丸和伯校注『慶長見聞集』新人物往来社、一九六九。
 (8) 町家における厨子二階とは、階高が低く十分に天井高が確保できない二階を指す。多くの場合、道に面した窓は塗籠めの縦格子を並べた虫籠窓となる。絵画史料においては、二階の高さが同じでありながら、虫籠窓と開放的な窓の町家が並ぶことがある。このような場合は、前者を厨子二階、後者を二階屋とした。
- (9) 本絵巻写真四九紙には、上に名古屋城を描き、金雲を隔てて町場が描かれている。この町場を特定する貼紙などはなく、ひとまず名古屋とするが、明確ではない。
- (10) 店格子により店先は閉鎖的になり、商は通り庭を一步入った見世庭でなされた。岡崎宿に瓦葺が多い要因として、瓦生産地が考えられるが、さらなる検討が必要である。
- (11) 卯建の分布などについては、中西徹『うだつーその発生と終焉ー』(二)瓶社、一九九〇)を参照した。
- (12) 町触や沽券絵図を史料とした詳細な検討は、(注(5) 拙稿) 参照。
- (13) 日本橋北には底下通り道が描かれており、絵師は底下通り道を認識していたと判断できる。
- (14) 町家の柱が、石場建てから土台の上に建つように変化する時期は明確でなく、さらなる検討が必要である。(注(5) 拙稿) に示した享和元年(一八〇一)写しの「本石町一丁目貸店」の断面図には土台が示されており、古い事例である。

(以上、波多野)

(すぎやま まさし 埼玉県立文書館元館長、
 おおわだ こういち 箱根関所資料館元館長、
 はたの じゅん 日本工業大学名誉教授)

「東海道繪卷」(第76紙～第70紙)



第76紙 京都(二条城)



第75紙 京都 (河原町・三条小橋)



第74紙 京都 (三条大橋)



第73紙 京都(日ノ岡)



第72紙 京都 (山科)



第71紙 京都(山城・近江国境)



第70紙 京都 (大津・三井寺)
※各紙名称は画中の主要箇所を便宜上つけたもので正式なものではない。